ホームページ運用規定

大仙市立豊岡小学校

本規定は、大仙市立豊岡小学校（以下「本校」とする）ホームページの管理・運営に関する必要な事項を定めるものとする。

1.　目的

(1)　本校の教育活動並びに児童の学校生活を公開し、保護者や地域の方々や広く一般に発信することで教育活動に対する理解と協力を得る。

(2)　本校の研修にかかわる内容や児童達の活動内容を公開し、様々な方々からの意見や助言を仰ぐ。

(3)　本校の情報化推進に資する。

2.　管理・運営

(1)　管理責任者は学校長とし、掲載された情報について責任を負う。

(2)　管理責任者は、ホームページ担当者を置き、掲載内容や利用状況を管理・報告させる。

(3)　掲載内容は、上記の目的に基づき、全職員で検討した上で作成し、管理責任者の事前承諾を得て公開・更新する。

(4)　掲載されている情報について、修正・削除要求が出された場合には、全職員で要求内容を検討し、必要に応じて要求部分の修正・削除を行う。

(5)　掲載に当たっては、本校の公的名称を利用し、管理責任者名を明示する。また、本規定を掲載し、情報発信がこれらの規定に基づいたものであることを明示する。

(6)　本校のホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものに限り自由とする。

3.　個人情報・著作権・知的財産権の保護

(1)　児童の氏名・住所・電話番号・その他プライバシーに関することなどは公開しない。

(2)　写真と名前が一致し、第３者から見て個人が特定できる写真は、原則としてホームページ上に掲載しない。但し、目的上公開する必要がある場合は、本人及び保護者の同意を得た上で、公開できる。

(3)　児童及び保護者、職員など個人の人権を侵したり、著作権を侵害するなどその他法律に触れることのないように不適切な表現はしないこととし、特に、身体、性別、学歴、出身、民族、宗教、病気等の表現に当たっては十分な配慮をする。

(4)　本校のホームページに掲載されている文章、写真、作品などの著作権は、全て大仙市立豊岡小学校に帰属する。

4.　遵守事項

(1)　本規定のほか、地方公共団体の条例・規則及び教育委員会の申し合わせ事項がある場合には、それを遵守する。

5. 附則

(1) 施行期日

本規定は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

(2) 見直し

情報通信網の進展に即し、本規定の内容を定期的に検討し、学校長の許可を得て改訂を行う。